

連枝書道會 規約

『連枝書道會』 規 約

第 1 章 総 則

第1条（名称）

本会は、千字文(周興嗣)「同氣連枝」。長恨歌(白居易)「在地願為連理枝」。双方の意味を由来とし、兄弟の如く親しみ、一心同体となることを当会の理想とし、また書道の振興・普及に気持ちを一つに邁進し未来永劫、この精神が継承されるよう「連枝書道會」（以下「本会」という）を名称とする。

第2条（所在地および事業本部・事務局事務所）

本会の所在地および事業本部は山梨県大月市御太刀 1-11-7 に、事務局事務所は東京都品川区中延 2-10-8 に設置する。

第3条（基本理念および目的）

高節および礼讓を基本理念とし、古典および先人の書を基に立脚した現代の書を創造することを目的とする。また、日本文化である書道を広く普及させるため若年層から指導・教育を行い書道文化の興隆発展に、寄与することを目的とする。あわせて書道の研鑽を通し、会員相互の親睦を図ることとする。

第4条（事業）

本会は前条の目的達成の為、次の各号に掲げる事項についての事業を行う。

- (1) 展覧会等の書道文化発展に関すること（別則 1 にて定める）
- (2) 講演会・講習会発展に関すること
- (3) 会員の教養・親睦に関すること
- (4) その他目的達成の実施に関し必要なこと

第5条（平等の原則）

本会は、この規則のもとにおいて平等の権利と義務を有し、人種（国籍）・性別・信仰思想・信条及び年齢・職種・社会的身分又は門地によって差別待遇される事がない。

第 2 章 会 員

第6条（会員）

本会の会員は、基本理念および目的に賛同し、規約を認める人は、原則として誰でも会員となることができる。本会に入会する人は、昇格条件（第3 1条 1項）を満たし所定の事項を記入し、

入会申込書を事務局に提出し承認を得る。承認後、入会金の納入をもって会員とする。但し、理念が明らかに異なる、あるいは人権を侵害し、本会への信頼を損なう可能性が高い人などと判断される場合は、入会することを拒否することができる。

第7条（会員の義務）

会員は次に掲げる義務を負う。

- (1) 綱領、規約及び決議・決定に服する義務
- (2) 会の統制に服する義務
- (3) 会員は年会費を納める義務（年会費については別則2にて定める）
- (4) 会員は個人情報を本部に開示する義務

第8条（会員の権利）

会員は、次に掲げる権利を有する。

- (1) ≪意見表明権≫会員は、本会の運営に関し、自由に意見を表明することができる。
- (2) ≪発議権≫会員は、本会が取り組むべき課題について、会議において発議することができる。
- (3) ≪決定の尊重ならびに発言および行動の留保権≫
会員は、総会等の会議で決定した事項を尊重しなければならないが、個人の良心、およびそれに基づく言動までもが拘束されるものではない。

第9条（賛助会員）

本会では、広く関係方面からの事業活動へのご支援をいただくための賛助会員制度を設ける。

本会の事業目的達成の為に賛同される企業、団体等は、賛助会費を納入されることにより、賛助会員の資格を得ることが出来る。また、議決権はないが、各種の会議にオブザーバーとして参加することができる。

第10条（資格の喪失）

本会を退会しようとする者は事務局に届け出なければならない。提出後退会は速やかに行われる。

また、次に掲げる項目は全会員対象のものとし、該当する場合はその資格を剥奪する。

- (1) 本会の掲げる目的、規約、基本理念に反し、本会の利益を著しく損なう場合
- (2) 3ヶ年の会費未納者
- (3) 会員の死亡が確認されたとき
- (4) 基本的人権侵害など第5条の原則を犯す行為が認められたとき

第 3 章 会 議

第11条（会議）

本会は次に掲げる会議を行う。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) その他、各行事に必要な会議

第12条（議長の選出）

議長は前条に掲げた会議ごとに、共同代表の指名によりこれを定める。

第13条（総会）

本会の最高議決機関を総会とする。また、総会は、代表の選出と辞任および信任投票・不信任投票、年間活動計画、予算、決算、本会規約の改正及びその他の重要事項を審議し決定する。

- (1) 総会は、会員の2分の1の出席および委任をもって成立する。
- (2) 総会議決は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数の時は議長の決するところによる。
- (3) やむを得ない事情により出席できないときは、事業本部へ代理の者の氏名等を報告することにより代理の者を出席させ表決を委任することができる。
- (4) 議長は、必要に応じて総会にオブザーバーを出席させ、意見を求めることができる。

第14条（総会の招集）

総会の招集は次に掲げる事項とする。

- (1) 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- (2) 定期総会は毎事業年度終了後2カ月以内に行う。
- (3) 臨時総会は必要がある時は何時でも役員会の議決を経て筆頭共同代表が招集する。

第15条（役員会の招集）

- (1) 役員会は筆頭共同代表が招集する。
- (2) 筆頭共同代表が不慮の事故または欠員の時は、他の共同代表が代行し招集する。
- (3) 役員会は、第16条に定める役員の過半数の出席をもって成立する。
- (4) 役員会の議決は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数の時は議長の決するところによる。
- (5) 議長は、必要に応じて総会にオブザーバーを出席させ、意見を求めることができる。

第16条（理事会の招集）

- (1) 理事会は事務局長が招集する。
- (2) 事務局長が不慮の事故または欠員の時は、他の事務局長が代行し招集する。
- (3) 理事会は、理事以上の過半数の出席および委任をもって成立する。
- (4) 理事会の議決は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数の時は議長の決するところによる。
- (5) やむを得ない事情により出席できないときは、事業本部へ代理の者の氏名等を報告するこ

とにより代理の者を出席させ表決を委任することができる。

(6) 議長は、必要に応じて総会にオブザーバーを出席させ、意見を求めることができる。

第 4 章 執行機関

第 17 条 (役員)

役員は、共同代表、事務局長で構成する。

第 18 条 (役員の任期)

(1) 本会役員の任期は 1 期 2 年と定める。例外は認めない。

(2) 不慮の事故等で補欠のため選任された役員の任期は残任期間とする。

第 19 条 (役員会)

本会に役員会を設置する。非役員であるオブザーバーは会議参加および発言を認めるが役員の権限である承認権、決定権は認めない。

(1) 役員会は、筆頭共同代表が主宰し、事務局長が会議の運営をする。

(2) 役員会は、毎年 1 回以上行うものとする。

(3) 会務執行に関する方針を定め、本会規約に定める事項及びその他の重要事項について、総会においての承認、決定を求める。

(4) 役員会は本会運営に関する以下の規則について審議、決定する。

1. 組織規則
2. 筆頭共同代表・共同代表および事務局長選出規則 (但し、年齢規制は変更不可とする)
3. 会紀規則
4. 候補者選定規則 (展覧会審査員等)
5. その他、役員会にて必要と認めた規則等

(5) その他本会運営全般に関して総合調整を行う。

第 20 条 (筆頭共同代表)

本会に、共同代表の中から筆頭共同代表 (1 名) を置く。

(1) 筆頭共同代表は、会を代表する最高責任者兼会務執行役とする。

(2) 筆頭共同代表任期は、代表権の濫用を防止するため 3 期までとする。4 期連続の再任は認めない。但し、任期を終えた後、1 期以上間を空けた場合の再任は認める。

(3) 筆頭共同代表は満 80 歳未満の会員とする。

第 21 条 (共同代表)

本会に共同代表を若干名 (7 名以内) 置く。

(1) 共同代表は、それぞれが本会を代表し、本会の会務を総括する。

(2) 筆頭共同代表は共同代表から選出されるが共同代表内の優劣は認めない。発言などは同等のものとして位置付けることとする。但し、最終決定権は筆頭共同代表の責にて決定する。

(3) 共同代表の任期は再任を妨げないものとする。

(4) 共同代表の年齢規制は満80歳未満の会員とする。

第22条（事務局長）

本会に、事務局長を置き、その下に理事会を設置する。

(1) 事務局長は、その時点での共同代表の審議により選任する。

(2) 事務局長は、共同代表を補佐し、予算を執行する等、会運営を統括する。但し、予算等決定権は

役員会の決するところとする。

(3) 事務局長は、役員会の承認の上、会議に必要な構成員を理事以上から選任することができる。

(4) 事務局長は、必要に応じ役職者等の連絡、調整のための会議を招集することができる。

(5) 事務局長は、会運営を担うために本部事務局を設置した上で、本部事務局を組織、統括する。指名された事務局長は、事務局次長を指名しなければならない。

(6) 事務局長任期は、事務局長権の濫用を防止するため5期までとする。6期連続の再任は認めない。但し、任期を終えた後、1期以上間を空けた場合の再任は認める。

(7) 事務局長の年齢規制は満70歳未満の会員とする。

第23条（各役員を選出）

各役員を選任方法は次に掲げる事項とする。

(1) 筆頭共同代表は共同代表会議にて推薦し、理事会での議決を経て、総会にて承認される。

(2) 共同代表は役員会および理事会での議決を経て、総会にて承認される。

(3) 共同代表不慮の事故に備え、各共同代表にはその際の代役を事務局長に書面にして預けておく。

(4) 筆頭共同代表が不慮の事故の場合は、第3項の代役者でない共同代表が筆頭を代行する。

第5章 組 織

第24条（組織）

本会はいずれの都道府県に第3条に掲げた目的達成のため、書道文化の興隆発展のために支部を設置する。

(1) 支部は役員会の承認を得て正式に認められる。

(2) 支部は本部での決定事項に従い事業、会計等を補助する役割を果たすこと。

(3) 支部は必ず支部等で行われる展覧会等において「連枝書道會」の冠を記載すること。

(4) 支部での規約、構成等は各支部に一任する。但し、本部での役員等の構成は、支部での役員等の構成を考慮しないものとする。

第25条（構成および定数）

本会は次に掲げる会員をもって構成とし、定数を以下に定める。

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|------|
| (1) 顧問 | 若干名 | (6) 客員 | 若干名 |
| (2) 相談役 | 若干名 | (7) 理事 | 若干名 |
| (3) 筆頭共同代表 | 1名 | (8) 評議員 | 定数なし |
| (4) 共同代表 | 筆頭を含め7名以内 | (9) 会員 | 定数なし |
| (5) 参与 | 若干名 | (10) 賛助会員 | 定数なし |

第26条（顧問）

- (1) 共同代表を歴任した者とし、総会の議決を経て推挙する。
- (2) 1項以外に永きに亘り本会の運営に貢献した者の中から、共同代表会議の議決を経て推挙する。
- (3) 意志決定を行う権限である承認権・決定権は持たないが、会議などにおいてオブザーバーとして意見を述べる事が出来る。

第27条（相談役）

- (1) 本会の基本理念および目的に賛同される書道関係以外で本会の指針に適切な助言をする者とし、役員会の議決を経て推挙する。
- (2) 意志決定を行う権限である承認権・決定権は持たないが、会議などにおいてオブザーバーとして意見を述べる事が出来る。
- (3) 年会費は免除とする。

第28条（参与）

- (1) 理事を歴任した者とし、当人の状況を考慮した上で共同代表会議を経て推挙する。
- (2) 1項以外に永きに亘り本会の運営に貢献した者の中から、役員会の議決を経て推挙する。
- (3) 意志決定を行う権限である承認権・決定権は持たないが、会議などにおいてオブザーバーとして意見を述べる事が出来る。

第29条（客員）

- (1) 本会の基本理念に賛同し、構成員以外で他会および個人において書経歴や教授歴、研究員等、客員待遇に相当する者を役員会にて推挙、承認する。
- (2) 年会費は免除とする。
- (3) 客員は、第4条2項の事業達成の為、講演会を開催することができる。

第30条（理事）

- (1) 理事は、理事会での推挙を経て総会にて承認される。

- (2) 22条の記載通り事務局長の任命により理事の中から会議に必要な構成員に選任されるが、不慮の事故や病気等の理由以外で拒否することが出来ない。
- (3) 理事の任期は再任を妨げないものとする。
- (4) 理事は満80歳未満の会員とする。

第31条（評議員、会員）

- (1) 展覧会において昇格条件を満たした者を総会において推挙し、承認する。(別則3にて定める)
- (2) 1項以外に永きに亘り本会の運営に貢献した者の中から、理事会の議決を経て推挙する。

第6章 事務局

第32条（事務局）

事務局は次の各号に掲げる事項とする。任期は全て1期2年とする。

- (1) 事務局は事務局長（1名）・事務局次長（3名以内）・事務局員（若干名）・会計（若干名）・会計監査（若干名）とする。
- (2) 事務局員の任期は再任を妨げないものとする。
- (3) 不慮の事故等で補うため選任された事務局員・組織の任期は残任期間とする。

第33条（各事務局員の選任）

各事務局員の選任方法は次に掲げる事項とする。

- (1) 事務局長は役員会の推挙により選出・承認される。
- (2) 事務局員は事務局長の推挙により各支部より選出され役員会の議決を経て総会にて承認される。
- (3) 会計および会計監査は理事会の推挙を経て総会にて承認される。

第7章 会計

第34条（財務）

本会の経費は、年会費、事業収入、寄附金、その他の収入をもって充てる。

第35条（会計年度及び予算、会計監査）

- (1) 本会の会計年度は、10月1日から翌年9月30日までとする。
- (2) 会計年度毎に予算を調整し、総会の承認を得なければならない。
- (3) 年度毎に会計報告を作成し、会計監査の承認を受けた上で、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 情報管理

第 36 条（登録情報の取り扱い）

本会の会員は、会員名簿に登録された情報や活動によって知り得た情報の重要性を認識し、個人の権利・利益を保護するため、会員名簿の目的外利用又は登録情報の漏洩等、個人情報の保護に反する不正な取扱いをしてはならない。

第 37 条（個人情報の保護）

本会は個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、など特定の個人を識別することができる情報）の重要性を認識し、以下の取り組みを推進し、責任を持って個人情報を保護する。

- (1) 本会の役員、所属する支部の会員情報は、本会の HP 等にて公開します。
- (2) 個人情報保護法その他関係する法令等を遵守する。
- (3) 個人情報を利用する場合には、利用目的を明示し承諾を得た上で利用する。
- (4) 法令による場合を除いて、本人の同意なしに第三者に情報を提供しない。
- (5) 個人情報に関して本人の情報訂正等を希望される場合には、速やかに対応する

第 9 章 規約改廃

第 38 条（規約の改廃）

本会規約の改廃は、総会において決定する。

第 39 条（規約の発効）

本会規約は、決定と同時に発効する。

第 40 条（その他）

この規約に定めるもののほか必要な事項は、共同代表の協議により審議し、総会において定める。

附 則

本会の設立日は令和 2 年 7 月 7 日とする。

この規約は、令和 2 年 7 月 7 日から施行する。

《別則》

別則 1. 展覧会

名称は「連枝書道會展」とし、毎年開催するものとする。

※但し、非常事態や自然災害等が発生した場合は共同代表の決議により延期および中止可能とする。

1. 展覧会開催において、実行委員長、実行副委員長、総務部、審査部、陳列部、システム部を設置する。

2. 各部門において部長、副部長、部員を設置する。

※適材でない場合は交代依頼を、実行委員長を通し、事務局より依頼することができる。

3. 展覧会の詳細は展覧会出品規定にて詳細を発表する。

4. 褒賞に関しては理事・評議員・会員の出品作品に対し「連枝書道會大賞」が与えられることがある。

「會員賞」を會員より選出する。「連枝會賞」「毎日新聞社賞」「秀作」「佳作」を公募より選出する。

5. U23 の出品資格は展覧会開催時に中学校修了者の年齢である満 15 歳以上であることとする。

※中学生はこれに含まれない。

別則 2. 年会費

年会費は、年間維持費と連枝書道會展賛助会費として出品料・懇親会費・図録等含め納入とする。（但し表装代はこれに含めないものとする。）身体の理由や自然災害等による出品が難しいという理由での、その年度不出品の場合は、役員会にて承認された場合のみその年度の年会費は半額とすることができる。

1. 共同代表は年 10 万円を納入する。

2. 理事は年 8 万円を納入する。

3. 参与は理事時期の功績を認め、年 4 万円を納入する。

4. 評議員は年 6 万円を納入する。

5. 會員は年 3 万 5 千円を納入する。

別則 3. 昇格条件

《理事》

1. 評議員昇格後、3 年連続出品を経て理事昇格条件を満たし、さらに本会においての実績・功績等が考慮され役員会にて推挙され総会にて決定される。

《評議員》

1. 「會員賞」を 2 度受賞すると評議員へ昇格する条件を満たすものとする。

2. 役員会・理事会にて推挙され総会にて決定される。

《會員》

1. 「連枝會賞（2点）」「毎日新聞社賞（1.5点）」「秀作（1点）」「佳作（0.5点）」を受賞し、累計5点にて昇格する。
2. U23 公募の受賞は全て上記受賞得点を半分とし、累計5点に達した場合は會員へ昇格する。
※ 「U23 連枝會賞（1点）」「U23 毎日新聞社賞（0.75点）」「U23 秀作（0.5点）」
「U23 佳作（0.25点）」



連枝書道會